

留学生の会費は年額二〇〇〇円とし、納入方法は別に定める。

第五條 会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

附 則

本会則は昭和五十八年五月二十一日より施行する。

本会則は昭和六十一年十一月二十九日より一部改正施行する。

本会則は平成三年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成八年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成九年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成十二年七月八日より一部改正施行する。

本会則は平成十五年六月二十八日より一部改正施行する。

本会則は平成十六年六月十二日より一部改正施行する。

本会則は平成二十四年一月二十一日より一部改正施行する。

本会則は平成二十四年六月三十日より一部改正施行する。

本会則は平成二十八年七月二十二日より一部改正施行する。

本会則は平成二十九年七月一日より一部改正施行する。

本会則は令和二年七月九日より一部改正施行する。

内 規

一、委員の構成 当分の間、二松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻から一名、中国学専攻から一名、文学部国文学科から七名、中国文学科から五名、都市文化デザイン学科から一名、上記以外の教職員会員からの会長の指名、委嘱により若干名を加えるものとする。

二、年間会費

1、通常会員は、年度ごとに、学生会員は、入学時に卒業・修了までの会費を一括納入するものとする。ただし、交換留学生の会費は、半年ごとに一〇〇〇円を納めるものとする。

2、一度納入した会費は返還しない。

3、三年以上会費を滞納した者については、本会より除名する。

三、謝 礼

1、講演会の講師に対する謝礼は、五〇〇〇〇円・七〇〇〇〇円・一〇〇〇〇〇円の三種とし、運営委員会において決定する。

2、『二松學舎大学人文論叢』に関する謝礼

ア、講演会の講演録執筆に対する謝礼は一五〇〇〇円とする。

イ、非会員による〈書評〉執筆に対する謝礼は一五〇〇〇円とする。

ウ、非会員による〈紹介〉執筆に対する謝礼は五〇〇〇円とする。

エ、非会員による査読に対する謝礼は一〇〇〇〇円、会員による査読に対する謝礼は五〇〇〇円とする。

『二松學舎大学人文論叢』投稿及び執筆要項(内規)

一 投稿資格

1 本会の会員である者。

2 編集委員会が依頼する者。

二 投稿原稿

3 投稿原稿（以下「原稿」と略称）は、未公表の学術論文（博士学位取得済の博士論文は、既発表論文と見做し、未発表相

当の改訂・変更等のないものは、受理しないで注意すること）・小論文・研究報告（実践教育法など）・資料紹介・翻訳・翻刻とする。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文に

纏めたものは、未公表と見做す（調査報告・新資料紹介は、その調査・資料をふまえた論文であること。翻訳・翻刻は、本人の研究全体の中で当該翻訳・翻刻の位置付けを明記すること）

なお、投稿原稿にはコピー（副本）二部を添え、現住所・卒業年度及び現職、あるいは学年・所属を明記すること。

4 投稿原稿は、人文学に関するものとする。

5 投稿原稿は、原則として日本文に限る。ただし、中国学・比較文学に関するものについては、編集委員長の承認を経て、該当の原語での寄稿を認める。

三 原稿枚数等

6 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。

7 原稿枚数は、本文・注・図版などをあわせて、四百字詰原稿用紙五〇枚相当以内とする。なお、小論文の原稿枚数は、一〇〜一五枚程度とする。注は、原稿用紙一マスに一字を納める。ワープロ等を使用の場合は、一行五四字または二七字とし、毎ページ何行かを見やすい場所に明記し、四〇〇字詰原稿用紙に換算した枚数を明記すること。

8 図版を必要とする場合、占有面積一ページ分を四〇〇字詰原

稿用紙二・五枚の割合で換算する。図版原稿は、そのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。

9 規定分量を超過している投稿は、受け付けないことがある。

10 同一標題の論文は、原則として連載を認めない。

四 体裁・表記等

11 漢文に返点・送り仮名を付けることは原則として認めない。

ただし、日本漢文・日本漢学等に関する内容のもので、訓点の施し方自体を論ずる場合はこの限りではない。

12 注は、各章・各節ごとに付けず、通し番号を施して全文の末尾に纏める。割注を用いることは認めない。

13 表記は、原則として常用漢字・現代仮名遣いとする。ただし、旧漢字・旧仮名遣いを用いる場合は、執筆者の責任に於いて、完全原稿を作成すること。

14 裏表紙の英文題目は、執筆者の責任に於いて原稿末尾に、改行して記入すること。また、四〇〇字程度の要旨を添付すること。

五 原稿締切り・提出先

15 原稿締切りは、毎年四月末日・八月末日とする。

16 提出先は、国文学研究室・中国学研究室とする。

六 校正等

17 執筆者校正は、再校までとする。

18 校正時の加筆・訂正は、初校段階に限り、必要最小限のものについてのみ認める。再校時の加筆・訂正は、原則としてこ

れを認めない。

ものとする。

19 大幅に加筆・訂正された場合、その結果加算される印刷費は、

附 則

執筆者の負担とすることがある。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成九年六月二十六日より施行す

20 執筆者の責任で、校正が期限を越えて遅延し、発刊に支障を

きたすことが予想される場合、編集委員会の責任に於いて、

掲載を中止する場合がある。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成十二年七月八日より一部改正

七 抜 刷 等

施行する。

21 掲載論文の執筆者（および書評執筆者で希望する者）に対し

本投稿及び執筆要項（内規）は平成十九年十月一日より一部改正

ては、本誌五部と抜刷五〇部を贈呈する。抜刷の追加を希望

本投稿及び執筆要項（内規）は平成二十二年六月十七日より一部

する場合は、初校返送時に追加所要部数を連絡すること。た

改正施行する。

だし、抜刷追加部数の実費は、本人負担とする。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成二十二年十二月十五日より一

部改正施行する。

部改正施行する。

八 『二松學舎大学人文論叢』掲載論文等の著作権について

本投稿及び執筆要項（内規）は平成二十三年七月七日より一部改

22 本誌に掲載された論文等の全ての著作物の著作権は、原則と

正施行する。

して二松學舎大学人文学会に帰属する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成二十七年十二月五日より一部

23 前項のうち、著作者が、自著の論文等を私的利用の範囲を超

改正施行する。

えて複製・転載等を行うことは自由である。

本投稿及び執筆要項（内規）は令和三年十月二十一日より一部改

ただし、著作者は、その旨を二松學舎大学人文学会に書面に

正施行する。

て通知し、かつ複製物及び転載先等に出典として本誌名・号

を明記しなければならない。

また複製物・転載誌等を本学会に寄贈するものとする。

本投稿及び執筆要項（内規）は令和三年十月二十一日より一部改

24 本学会が、著作物を本誌またはデジタル化以外に印刷等する

ときは、本誌を通じ、あるいは個別に著作者にその旨連絡し、

必要に応じて協議により措置するものとする。

本投稿及び執筆要項（内規）は令和三年十月二十一日より一部改

25 著作権に関する問題処理は、著作者の責任において処理する

ものとする。